

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

通所・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所がご説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

名称	医療法人積善会 蒲郡東部病院
所在地	愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢45の2
法人種別	医療法人
代表者名	近藤 貴久
電話番号	(0533) 59-7601

2. 事業所

事業所の名称	デイケアセンター東部
所在地	愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢45の2
事業所番号	2313301703
管理者名	増本 弘
電話番号	(0533) 59-7656

3. 目的と運営方針

目的 要支援者、又は要介護者に対し自宅から当施設までの安全な送迎、適切なリハビリテーションを実施し、心身機能の回復・維持を図り、介護している家族の負担軽減を図ります。

また、日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持や改善の可能性の高い軽度の要介護状態の利用者に対し、目標指向型アプローチを基本としたサービスを提供し、生活機能の改善・生活不活発病の予防を行ないます。

運営方針 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったリハビリテーションの提供に努め、地域や家庭の結びつきを重視した運営を行ないます。

療法士は要支援者、又は要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援し、心身機能維持回復を図ります。

4. 職員体制

当事業所では、以下の職員を配置しています。

①管理者 1名

管理者は事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

②職員

医師	1名	(常勤兼務1名)
理学療法士	1名以上	(常勤兼務1名以上)
作業療法士	1名以上	(常勤兼務1名以上)
看護師	1名以上	(常勤兼務1名以上)
介護職員	1名以上	(常勤兼務1名以上)
支援相談員	1名以上	(常勤兼務1名以上)

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日
 (土曜・日曜、祝日、年末年始 12月29日～1月3日を除く)
 利用定員 40名 午前の部 9:00～12:10 (20名)
 午後の部 13:00～16:10 (20名)

6. サービス内容

(介護保険給付サービス)

- ①健康管理
- ②機能回復訓練
- ③排泄の介助
- ④着替え等の介助
- ⑤相談および援助
- ⑥送迎

(介護保険給付外サービス)

- ①おむつの提供

7. 利用料・利用料金のお支払

利用料金につきましては《デイケアセンター東部利用料金表》を参照にしてください。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情申立窓口・サービス記録の開示

当事業所におけるサービス、または当事業所で作成した介護予防通所リハビリテーション計画書・通所リハビリテーション計画書に基づいて実施されたサービスについての苦情やご相談は次の窓口で受付致します。遠慮なくお申し出下さい。尚、苦情受付時には速やかに対応を図ります。

サービス提供記録の開示につきましても、開示申請手続き等をご説明し、速やかに対応致します。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付	窓口担当者：大竹 亜衣 ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0533-59-7656
--------------	---

(2) 行政機関その他苦情解決機関

東三河広域連合 介護保険	所在地：440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋職員会館5F 電話 0532-26-8470、0532-26-8471
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護福祉課内苦 情相談室	所在地：461-8532 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話 052-971-4165 FAX：052-962-8870 受付時間：毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

10. デイケア利用にあたっての留意・禁止事項

- ・ 飲酒・喫煙 飲酒および喫煙はお断りいたします。
- ・ 火気の取扱い 火気の手扱いは禁止します。
- ・ 設備、備品の利用 本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・ 所持品、備品等の持ち込み 他の利用者に迷惑となる物の持ち込みはお断りいたします。
- ・ 金銭・貴重品の管理 盗難については、当事業所では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないでください。
- ・ 宗教活動・政治活動 他の利用者への執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
- ・ 動物飼育 ペットの持ち込みはお断りいたします。
- ・ 迷惑行為等 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・ 売買行為の禁止 施設内において売買のやり取りはご遠慮願います。
- ・ パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの行為の禁止
- ・ サービス利用中に事業所職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行ったり、SNS等に掲載する行為の禁止

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者：深谷 久代

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

12. ハラスメント防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止を検討します。

③事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で行う事があります。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 4. 非常災害時の対応

当事業所は非常災害に時に備え、消防設備、施設等の点検整備を行うとともに、年2回の防災訓練を実施しています。

また、地震・風水等に対しては防災計画を作成し、避難経路とともに室内掲示しています。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 5. 衛生管理等

①指定通所リハビリテーションに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。

②指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 6. 介護サービス情報の公表について

介護サービス情報の公表は、介護サービス事業者で行われているサービスの内容等を調査し、客観的情報をインターネット等により公表する制度で、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月1日から施行されています。

この制度は、介護サービス利用者等が公表されたサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表する介護サービス情報は厚生労働省令規定されています。

※関係ホームページ（愛知県介護サービス情報公表システム）

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

____年____月____日

事業所は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 所在地 愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢 45 の 2

事業所名 医療法人積善会蒲郡東部病院デイケアセンター東部

電話番号 (0533) 59-7656

管理者名 増本 弘

説明者名

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

署名代理人 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

電話番号 _____

デイケアセンター東部 利用料金表

令和6年6月1日

<介護予防通所リハビリテーション（月額）>

単位

介護保険自己負担	項目	要支援1	要支援2
	基本単位	2,268	4,228
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	24	48
	科学的介護推進体制加算	40	
実費	・紙パンツM	80円/枚	
	・紙パンツL	90円/枚	
	・尿取りパット	30円/枚	

※基本利用時間は【9：00～12：10】【13：00～16：10】（3時間以上4時間未満）

<加算について>

※退院時共同指導加算・・・退院時の情報提供を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する加算として**600単位/回加算**されます。

※算定要件をみたさない場合、予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月超えた期間に予防通所リハビリテーションを行う場合は 要支援1 -120単位
要支援2 -240単位が減算されます。

※介護保険分の単位数に地域区分加算として1単位10.17円を乗じた計算が必要になります。

要支援1 1割負担 概ね2331円/月 2割負担 概ね4662円/月 3割負担 概ね6993円/月
要支援2 1割負担 概ね4349円/月 2割負担 概ね8698円/月 3割負担 概ね13047円/月

デイケアセンター東部 利用料金表

令和6年6月1日

<通所リハビリテーション（利用1回につき）>

単位

介護保険自己負担	要介護1	通所リハビリテーションⅠ131	486	/回
	要介護2	通所リハビリテーションⅠ132	565	
	要介護3	通所リハビリテーションⅠ133	643	
	要介護4	通所リハビリテーションⅠ134	743	
	要介護5	通所リハビリテーションⅠ135	842	
	リハビリテーション提供体制加算		12	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算（3月以内）		110	
	科学的介護推進体制加算		40	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6	
実費	・紙パンツM 80円/枚 ・紙パンツL 90円/枚			
	・尿取りパット 30円/枚			

※基本利用時間は【9：00～12：10】【13：00～16：10】（3時間以上4時間未満）

<加算について>

※医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、**短期集中リハビリテーション実施加算**として、1日つき**110単位加算**されます。

※**退院時共同指導加算**・・・退院時の情報提供を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する加算として**600単位/回加算**されます。

※事業所が送迎を実施していない場合、片道につき1回 47単位 が減算となります。

※介護保険分の単位数に地域区分加算として 1単位 10.17円を乗じた計算が必要になります。

1割負担 概ね 513円～875円/1回

2割負担 概ね 1026円～1750円/1回

3割負担 概ね 1539円～2625円/1回

医療法人積善会 蒲郡東部病院

デイケアセンター東部運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人積善会 蒲郡東部病院が開設するデイケアセンター東部（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者等に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- ③ 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥ 指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- ⑧ 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

(事業の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人積善会 蒲郡東部病院ダイケアセンター東部
- ② 所在地 愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢45の2
- ③ 事業者番号 2313301703

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名(常勤職員 医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者(1単位目、2単位目兼務。また、医師は管理者と兼務)
医師 1名(常勤兼務職員1名)
理学療法士 1名以上(常勤兼務職員1名以上)
作業療法士 1名以上(常勤兼務職員1名以上)
看護職員 1名以上(常勤兼務職員1名以上)
介護職員 1名以上(常勤兼務職員1名以上)

(職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者は、従業者の管理及び指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 理学療法士・作業療法士は、通所リハビリテーション利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- ④ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ⑤ 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ⑥ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図るほか担当居宅介護支援事業所とも連携を図る。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間
午前の部 20名 (9:00 から 12:10 まで)
午後の部 20名 (13:00 から 16:10 まで)

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 (午前の部) 20名
- ② 2単位目 (午後の部) 20名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。又、通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第9条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示の額のそのうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

- ① おむつ代 実費

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、蒲郡市区域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ④ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ⑤ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

- ② 継続研修 年 1 回

従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措

置を講じるものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人積善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行

この規定は、平成 28 年 6 月 16 日から改定

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改定

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から改定

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から改定

この規定は、令和 1 年 6 月 1 日から改定

この規定は、令和 2 年 3 月 1 日から改定

この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から改定

この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から改定

この規定は、令和 3 年 11 月 16 日から改定

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改定